官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（金融庁九六）　一
○重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準の一部を改正する告示（文部科学一三九）　二
〔その他告示〕
○記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準の一部を改正する告示（文化庁三〇）　四
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（同三一～三三）
○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件（同三四）
○保安林の指定をする件（農林水産一八九三～一九〇二）　五
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（同一九〇三）
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（同一九〇四）　六
○出願公表後に名称変更がなされた件（同一九〇五）
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業一七八）
○道路に関する件（近畿地方整備局一一五～一一七）
〔国会事項〕
内閣　法務省　愛知県　福岡県　札幌市　名古屋市　八
〔人事異動〕　九
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一一
〔官庁報告〕　一二
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（岩手労働局最低賃金公示一～五）　一三
〔公告〕　一三
諸事項
官庁　一三
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

法規的告示

○金融庁告示第九十六号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十六条の三第二項の規定に基づき、信用格付業者の関係法人を次のように指定し、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十二月十六日

金融庁長官　伊藤　豊

1　ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第２号）の特定関係法人

有効期間は、令和９年12月31日までとする。

(1)　商号又は名称　Moody's Investors Service, Inc.
主たる事務所の所在地　7 World Trade Center at 250 Greenwich Street New York, NY 10007 U.S.A.

(2)　商号又は名称　Moody's Investors Service Middle East Limited
主たる事務所の所在地　Office 303, 304, Gate Precinct Building 3, Level 3, Dubai International Financial Centre Street, PO Box 506845, Dubai, UAE

(3)　商号又は名称　Moody's Italia S.r.l.
主たる事務所の所在地　Piazza Luigi Einaudi no. 8 20124 - Milan, Italy

(4)　商号又は名称　Moody's Investors Service Limited
主たる事務所の所在地　One Canada Square Canary Wharf London, E14 5FA, United Kingdom

(5)　商号又は名称　Moody's Investors Service Pty Limited
主たる事務所の所在地　No. 1 Martin Place, Level 14, Sydney, NSW 2000, Australia

(6)　商号又は名称　Moody's Canada Inc.
主たる事務所の所在地　70 York Street Suite 1400 Toronto, Ontario M5J 1S9 Canada

(7)　商号又は名称　Moody's Investors Service Cyprus Limited
主たる事務所の所在地　Porto Bello Building 1 Siafi Street, 3042 Limassol P.O. Box 53205 CY-3301 Limassol, Cyprus

(8)　商号又は名称　Moody's Investors Service Singapore Pte. Ltd.
主たる事務所の所在地　137 Telok Ayer Street #08-01 Singapore 068602

(9)　商号又は名称　Moody's Investors Service España, S.A.
主たる事務所の所在地　Calle Principe de Vergara, 131, 6 Planta Madrid, 28002, Spain

(10)　商号又は名称　Moody's Investors Service Hong Kong Limited
主たる事務所の所在地　24/F, One Pacific Place, 88 Queensway, Admiralty, Hong Kong, SAR, People's Republic of China

(11)　商号又は名称　Moody's Deutschland GmbH
主たる事務所の所在地　An der Welle 5 Frankfurt am Main, 60322, Germany

(12)　商号又は名称　Moody's France S.A.S.
主たる事務所の所在地　21, Boulevard Haussmann, Paris, 75009, France

(13)　商号又は名称　Moody's Investors Service South Africa (Pty) Limited
主たる事務所の所在地　Regus at Nelson Mandela Square 2nd Floor, West Tower, Maude Street Sandton 2196, Gauteng, South Africa

(14)　商号又は名称　Moody's Investors Service (Nordics) AB
主たる事務所の所在地　Norrlandsgatan 20, 4tr, 111 43, Stockholm, Sweden

AFI Butterfly Karlín, Pernerova 691/42, 186 00 Praha 8-Karlín, Czech Republic
ul. Bolesława Prusa 2, 00-493 Warsaw, Poland

2　Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第５号）の特定関係法人

有効期間は、令和９年12月31日までとする。

⑴　商　号　又　は　名　称　Standard & Poor's Financial Services LLC
　　主たる事務所の所在地　55 Water Street, New York, New York 10041, USA

⑵　商　号　又　は　名　称　S&P Global Ratings Argentina S.R.L., Agente de Calificación de Riesgo
　　主たる事務所の所在地　Avenida Leandro N. Alem, 815 – Piso 4 Torre Catalinas Norte Ciudad de Buenos Aires, Argentina C1001AAD

⑶　商　号　又　は　名　称　S&P Global Ratings Maalot Ltd
　　主たる事務所の所在地　12 Abba Hillel Silver Street, Ramat Gan, Tel Aviv, Israel 52506

⑷　商　号　又　は　名　称　S&P Global Ratings Australia Pty Ltd
　　主たる事務所の所在地　Level 17, 101 Collins Street, Melbourne Victoria 3000, Australia

⑸　商　号　又　は　名　称　S&P Global Canada Corp.
　　主たる事務所の所在地　Bay Adelaide Centre East Tower, 22 Adelaide Street West, 40th Floor, Toronto, ON, Canada M5H 4E3

⑹　商　号　又　は　名　称　S&P Global Ratings Singapore Pte. Ltd.
　　主たる事務所の所在地　12 Marina Boulevard Unit #23-01, Marina Bay Financial Centre Tower 3, Singapore, 018982

⑺　商　号　又　は　名　称　S&P Global Ratings Hong Kong Limited
　　主たる事務所の所在地　3-4/F, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong, China

⑻　商　号　又　は　名　称　Taiwan Ratings Corporation
　　主たる事務所の所在地　2F, Hung Kuo Building No. 167, Dunhua N. Road, Taipei City 105, Taiwan, R.O.C.

⑼　商　号　又　は　名　称　Standard & Poor's Ratings do Brasil, Ltda.
　　主たる事務所の所在地　Av. Brig. Faria Lima 201, 18° Andar São Paulo, Brasil

⑽　商　号　又　は　名　称　S&P Global Ratings, S.A. de C.V.
　　主たる事務所の所在地　Javier Barros Sierra No. 540 PH2, Col. Santa Fé, Del. Alvaro Obregón, México, D.F. C.P. 01210, México

⑾　商　号　又　は　名　称　S&P Global Ratings Europe Limited
　　主たる事務所の所在地　Styne House, Upper Hatch Street, Fourth Floor, Dublin 2, Ireland D02 DY27
Vicolo San Giovanni sul Muro 1/3/5, Milan, Italy 20121
Dubai International Financial Center, Level 6, DIFC Gate Village 7, PO Box 506650 United Arab Emirates
Bockenheimer Landstrasse 2, Frankfurt am Main, Germany 60306
Paseo de la Castellana, 7 – Planta 6, 28046 Madrid, Spain
4th Floor, 33 Baker Street, Rosebank, Johannesburg 2196, South Africa
Master Samuelsgaten 6, Box 1753, Stockholm, Sweden 11187
40 Rue de Courcelles, Paris, France 75008
Hamad Tower 7421, King Fahd Road, Al-Olaya, Riyadh, Saudi Arabia 12212

⑿　商　号　又　は　名　称　S&P Global Ratings UK Limited
　　主たる事務所の所在地　25 Ropemaker Street, London, United Kingdom EC2Y 9LY

3　フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第７号）の特定関係法人

有効期間は、令和９年12月31日までとする。

⑴　商　号　又　は　名　称　Fitch Ratings, Inc.
　　主たる事務所の所在地　33 Whitehall Street, New York, NY 10004, USA
One North Wacker Drive, 23rd floor, Chicago IL 60606, USA
2600 Via Fortuna, Suite 330 Austin, TX 78746, USA
1 Post Street, Suite 900, San Francisco, CA 94104, USA

⑵　商　号　又　は　名　称　Fitch Ratings Limited
　　主たる事務所の所在地　30 North Colonnade, London, E14 5GN, UK
Floor 18, Maze Tower 83, Sheikh Zayed Road, Dubai, United Arab Emirates

⑶　商　号　又　は　名　称　Fitch Australia Pty Limited
　　主たる事務所の所在地　Suite 15.01, Level 15, 135 King Street, Sydney NSW 2000, Australia
Suite A2, 23F., No. 68, Sec. 5, Zhongxiao E. Rd., Xinyi District, Taipei, 110 Taiwan
9F Kyobo Securities Building 97, Uisadang-daero, Youngdeungpo-Gu, Seoul, Korea

⑷　商　号　又　は　名　称　Fitch Ratings Singapore Pte Ltd.
　　主たる事務所の所在地　1 Wallich Street, #19-01 Guoco Tower, Singapore 078881

⑸　商　号　又　は　名　称　Fitch (Hong Kong) Limited
　　主たる事務所の所在地　19/F Man Yee Building, 68 Des Voeux Road Central, Hong Kong

⑹　商　号　又　は　名　称　Fitch Ratings Brasil Ltda.
　　主たる事務所の所在地　Av. Barão de Tefé, 27, Sala 601, Saúde, Rio de Janeiro, CEP 20220-460, Brazil
Alameda Santos, 700 – 7° andar, Cerqueira César São Paulo 01418-100, Brazil

⑺　商　号　又　は　名　称　Fitch Mexico S.A. de C. V.
　　主たる事務所の所在地　Edificio Connexity, Prol. Alfonso Reyes No. 2612, Piso 8, Col. Del Paseo Residencial, Monterrey, N.L., Mexico 64920
Blvd Manuel Avila Camacho #36 Floor 23, Edificio Esmeralda II, Col. Lomas de Chapultepec, Alcaldia Miguel Hidalgo C.P. 11000, Mexico City

⑻　商　号　又　は　名　称　Fitch Ratings Ireland Limited
　　主たる事務所の所在地　88 Harcourt Street, Dublin 2, DO2 DK18, Ireland
Via Morigi, 6 – Ingresso Via Privata Maria Teresa, 8 Milan 20123, Italy
Neue Mainzer Strasse 46-50 D-60311 Frankfurt am Main, Germany
28 Avenue Victor Hugo 75016 Paris, France
Central Point, Marszalkowska 107, Warsaw 00-110, Poland
Avinguda Diagonal 601, 4th floor 08028 Barcelona, Spain
Pza de Pablo Ruiz Picasso 1, Torre Picasso 19th floor, 28020 Madrid, Spain
Kungsgatan 8 111 43 Stockholm, Sweden

⑼　商　号　又　は　名　称　Fitch Ratings Canada, Inc.
　　主たる事務所の所在地　22 Adelaide Street West, Suite 2810 Toronto, ON M5H 4E3, Canada

○文部科学省告示第百三十九号

重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十一月十六日

文部科学大臣　松本　洋平

重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準の一部を改正する告示

重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準（昭和二十九年文化財保護委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第一　重要無形文化財の指定基準 〔芸能関係〕 ［略］ 〔工芸技術関係〕 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの ㈠　芸術上特に価値の高いもの ㈡　工芸史上特に重要な地位を占めるもの ㈢　芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの 〔生活文化関係〕 生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下㈡及び㈢において同じ。）のうち次の各号の一に該当するもの ㈠　芸術上特に価値の高いもの ㈡　生活文化に係る歴史上特に重要な地位を占めるもの ㈢　芸術上価値が高く、又は生活文化に係る歴史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの	第一　重要無形文化財の指定基準 〔芸能関係〕 ［同上］ 〔工芸技術関係〕 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの ㈠　芸術上特に価値の高いもの ㈡　工芸史上特に重要な地位を占めるもの ㈢　芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの
第二　重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準 〔芸能関係〕 ［略］ 〔工芸技術関係〕 保持者 一　重要無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者 二　工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者 三　二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員 保持団体 工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体 〔生活文化関係〕 保持者 一　重要無形文化財に指定される生活文化（以下単に「生活文化」という。）を高度に体得している者 二　生活文化を正しく体得し、かつ、これに精通している者 三　二人以上の者が一体となつて行う生活文化について、これを高度に体得している者が構成している団体の構成員 保持団体 生活文化の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該生活文化を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体 備考　表中の［　］の記載は注記である。	第二　重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準 〔芸能関係〕 ［同上］ 〔工芸技術関係〕 保持者 一　重要無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者 二　工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者 三　二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員 保持団体 工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準（令和三年文部科学省告示第九十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　登録無形文化財の登録基準 （生活文化関係） 保存及び活用のための措置が特に必要な生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下同じ。）（重要無形文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの ［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	第一　登録無形文化財の登録基準 （生活文化関係） 保存及び活用のための措置が特に必要な生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下同じ。）（文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの ［同上］

その他告示

○文化庁告示第三十号

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月十六日

文化庁長官　都倉　俊一

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準の一部を改正する告示

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準（昭和二十九年文化財保護委員会告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
〔芸能関係〕 ［略］ 〔工芸技術関係〕 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの 〔生活文化関係〕 生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。）のうち、我が国の生活文化の変遷の過程を知る上に貴重なもの	〔芸能関係〕 ［同上］ 〔工芸技術関係〕 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文化庁告示第三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項の規定及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十六日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
香坂山遺跡	令和七年文部科学省告示第七十八号	佐久市（長野県）

○文化庁告示第三十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、香川県観音寺市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十六日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
讃岐遍路道 大興寺道 曼荼羅寺道 出釋迦寺境内 甲山寺境内 善通寺境内 根香寺道 根香寺境内 志度寺境内 大窪寺道 大窪寺境内	平成二十五年文部科学省告示第百四十二号、平成二十六年文部科学省告示第百四十一号、平成二十九年文部科学省告示第百四十八号、令和三年文部科学省告示第二十五号及び令和七年文部科学省告示第八十号	観音寺市（香川県）

○文化庁告示第三十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十六日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
大聖寺城跡	令和七年文部科学省告示第七十八号	加賀市（石川県）
韮山城跡 附付城跡	令和七年文部科学省告示第七十八号	伊豆の国市（静岡県）
坂本城跡	令和七年文部科学省告示第七十八号	大津市（滋賀県）
多良木相良氏遺跡	令和七年文部科学省告示第七十八号	多良木町（熊本県）
崇元寺跡	令和七年文部科学省告示第七十八号	那覇市（沖縄県）

○文化庁告示第三十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝の指定地域のうち、沖縄県国頭郡国頭村の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十六日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
アマミクヌムイ	平成二十七年文部科学省告示第百六十九号、平成三十年文部科学省告示第百九十六号、令和元年文部科学省告示第八十五号及び令和七年文部科学省告示第八十二号	国頭村（沖縄県）

○農林水産省告示第千八百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字月字瀬戸久保五、一六、字峠下一一、字山本二、字高根一、字字損沢四、五の一、大字中設楽字崩一三、大字振草字小林トエグチ九の二、一三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北浦町三川内字末越四〇三五の一、四〇三五の四から四〇三五の六まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北浦町三川内字黒沢三一六九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県西都市大字八重字上鶴四九九の二三（次の図に示す部分に限る。）、四九九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町初音字森ケ洞七〇七、字鷲見切洞七二一、字佐助七五四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字森ケ洞七〇七、字鷲見切洞七二一、字佐助七五四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町上分字奥屋敷九四の一から九四の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥屋敷九四の一・九四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷元井二三一、二三二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷元井二三一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷栗枝渡二八〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好市池田町シンヤマ三八九三の二、三九〇七、三九一七の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
池田町シンヤマ三八九三の二・三九〇七・三九一七の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○農林水産省告示第千九百二号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十二月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Chrysanthemum L.	Zanmalex White	Van Zanten Breeding B.V. Lavendelweg 15, 1435EW Rijsenhout, The Netherlands	第37483号 令和７年10月29日

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町大久保字イヤ谷五五、五六、雄字かんばら一〇一、字小谷口一二六の一七、一二六の二一、字五味六の一、七、八の一、八の五、八の八、九の一、一〇の一、一〇の三、一三の二、一三の三、三八、字中津六六の一二、六六の二九、六六の三八から六六の四〇まで、字南尻五九の六、字奥畑四七の一六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づき届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年十二月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Allium victorialis L. subsp. platyphyllum Hulten	生明1号（いくめい ごう）	学校法人明治大学 東京都千代田区神田駿河台一丁目1番地1、2	第38169号 令和７年８月26日
〃	生明2号（いくめい ごう）	〃	第38170号 令和７年８月26日
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	ARG2107	NuFlora International Pty Ltd 63 Wills Road, Macquarie Fields, New South Wales, 2564, Australia	第38181号 令和７年９月10日
Dianthus caryophyllus L.	Bre21FB009	Breier Haim Ilan Bnei Zion 6091000, Israel	第38030号 令和７年５月12日
〃	NATbey	SB TALEE DE COLOMBIA SAS Cl 95 71 31 To 4 Ap 1401, Bogota, D.C., Colombia	第38033号 令和７年５月12日
〃	スノーソルベ	雪印種苗株式会社 北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号	第38194号 令和７年９月24日
〃	ローズラテ	〃	第38196号 令和７年９月24日
Diospyros L.	陽秋（ようしゅう）	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園７番７号	第38168号 令和７年８月25日
Euphorbia lactea Haw.	ゼロニードル　グリーンポー	曽田義則 愛知県豊川市野口町長万47番地	第34566号 令和７年10月22日
Oryza sativa L.	ほのときめき	公益財団法人農業・環境・健康研究所 静岡県伊豆の国市浮橋1601番地１	第36229号 令和７年10月29日
Othonna L.	曽田002（そだ）	曽田義則 愛知県豊川市野口町長万47番地	第37342号 令和７年10月22日

Fragaria L.	幸の雫	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 株式会社まるむね 熊本県熊本市西区河内町船津2709番地５	第38111号 令和７年７月16日
〃	くまほっぺ	〃	第38112号 令和７年７月16日
Grifola frondosa (Fr.) S. F. Gray	雪国舞15号	ユキグニファクトリー株式会社 新潟県南魚沼市余川89番地	第38179号 令和７年９月４日
〃	IM-BM208号	一正蒲鉾株式会社 新潟県新潟市東区津島屋七丁目77番地	第38183号 令和７年９月16日
〃	IM-BM209号	〃	第38184号 令和７年９月16日
Hydrangea L.	星つむぎ	仁木周平 群馬県桐生市黒保根町下田沢3453―４	第38014号 令和７年５月１日
〃	ベルミナ	〃	第38015号 令和７年５月１日
〃	ITE0519-10	吉岡麗子 埼玉県深谷市武蔵野3153	第38075号 令和７年６月10日
〃	WNHYDFBLAMH	WinGen, L.L.C. 6834 Old Lockhart Hwy, Mustang Ridge, Texas 78610, USA	第38177号 令和７年９月３日
Limonium Mill.	WW2324	住化農業資材株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号	第38190号 令和７年９月24日
〃	WL2328	〃	第38191号 令和７年９月24日
Sedum dasyphyllum L.	COTO-03	南さやか 奈良県奈良市横井一丁目82―１	第38130号 令和７年８月５日
Triticum aestivum L.	1BS-18ホクシン	国立大学法人島根大学 島根県松江市西川津町1060番地 遠藤隆 京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目16番地７	第38138号 令和７年８月８日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Allium victorialis L. subsp. platyphyllum Hulten	生明1号	学校法人明治大学 東京都千代田区神田駿河台一丁目１番地１、２	第38169号 令和７年８月26日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
〃	生明2号	〃	第38170号 令和７年８月26日	〃	〃
Diospyros L.	陽秋	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園７番７号	第38168号 令和７年８月25日	〃	〃
Fragaria L.	幸の雫	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 株式会社まるむね 熊本県熊本市西区河内町船津2709番地５	第38111号 令和７年７月16日	〃	〃
〃	くまほっぺ	〃	第38112号 令和７年７月16日	〃	〃

Grifola frondosa (Fr.) S. F. Gray	雪国舞15号（ゆきぐにまい ごう）	ユキグニファクトリー株式会社 新潟県南魚沼市余川89番地	第38179号 令和７年９月４日	〃	〃
Hydrangea L.	ITE0519-10	吉岡麗子 埼玉県深谷市武蔵野3153	第38075号 令和７年６月10日	〃	〃
Limonium Mill.	WW2324	住化農業資材株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号	第38190号 令和７年９月24日	〃	〃
〃	WL2328	〃	第38191号 令和７年９月24日	〃	〃
Triticum aestivum L.	1BS-18ホクシン	国立大学法人島根大学 島根県松江市西川津町1060番地 遠藤隆 京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目16番地７	第38138号 令和７年８月８日	〃	〃
Triticum aestivum L.	1BS-18ホクシン	国立大学法人島根大学 島根県松江市西川津町1060番地 遠藤隆 京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目16番地７	第38138号 令和７年８月８日	〃	〃

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Diospyros L.	陽秋（ようしゅう）	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園７番７号	第38168号 令和７年８月25日	福岡県	指定地域以外の地域において種苗をこれを用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
Triticum aestivum L.	1BS-18ホクシン	国立大学法人島根大学 島根県松江市西川津町1060番地 遠藤隆 京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目16番地７	第38138号 令和７年８月８日	島根県	〃

○農林水産省告示第千九百五号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十二月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第31512号 平成28年10月６日	平成29年11月16日	Jandeboer001	JDEBOER001

○経済産業省告示第百七十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百三十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和七年十二月十七日から施行する。

令和七年十二月十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域		指定の期間
令和七年八月六日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害	石川県	金沢市	令和七年八月七日から令和八年三月十六日まで
	福岡県	北九州市 直方市 古賀市 福津市 糸島市 新宮町 芦屋町	
	熊本県	上天草市 天草市 上益城郡甲佐町	
	鹿児島県	霧島市 姶良市	

○近畿地方整備局告示第百十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
神戸市長田区腕塚町九丁目四一番から同市西区平野町中津字小束山一二八九番一〇七まで	前	A	一三・七〇～一九・四〇〇（メートル）	二四・六三三（キロメートル）	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	二三・〇〇～三一・〇〇〇	一四・九一五	
		C	三六・〇〇～四六・四〇〇	一・六七〇	
		D	七・〇〇～一三・四〇〇	四・四二四	
		E	四六・四〇～一三四・〇〇〇	四・〇七九	
	後	A	一三・七〇～一九・四〇〇	二四・六三三	
		B	二三・〇〇～三一・〇〇〇	一四・九一五	
		C	三六・〇〇～四六・四〇〇	一・六七〇	
		D	七・〇〇～一三・四〇〇	四・四二四	
		E	四六・四〇～一三四・〇〇〇	四・〇七九	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
有田市野字北地一六八番一から海南市冷水字大谷二〇二番一まで	前	A	八・八〇～一二三・〇〇（メートル）	一三・八〇七（キロメートル）	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一六・八〇～一五六・六〇〇	一〇・三七七	
		C	九・二〇～九〇・二〇〇	三・一七二	
		D	九・九〇～一七八・二〇〇	五・八一六	
	後	A	八・八〇～一二三・〇〇	一三・八〇七	
		B	一六・八〇～一五六・六〇〇	一〇・三七七	
		C	九・二〇～五八・二九	三・一七二	
		D	九・九〇～一七八・二〇	五・八一六	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	和歌山県東牟婁郡串本町臘野川字タタナリ一二七二番一から同町串本二二六八番二まで	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月十六日

国会事項

衆議院

議案提出

十二月十二日議員から提出した議案は次のとおりである。

盗難自動車等の処分の防止に関する法律案（田中健外一名提出）

質問書提出

十二月十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

パレスチナ国家承認問題に関する質問主意書（阪口直人提出）

科学技術関係予算に関する質問主意書（杉村慎治提出）

香害及び化学物質過敏症対策に関する質問主意書（阪口直人提出）

中央社会保険医療協議会における処方箋料にかかる議論に関する質問主意書（福田玄提出）

中央社会保険医療協議会薬価専門部会における安川健司会長の見解に関する質問主意書（福田玄提出）

古本文化の価値及び持続可能性確保に関する質問主意書（八幡愛提出）

科学技術分野における国際協力に関する質問主意書（杉村慎治提出）

柏崎刈羽原子力発電所の複合災害時などにおける住民避難等に関する質問主意書（宮川伸提出）

柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる不適切な文書管理案件に関する質問主意書（宮川伸提出）

古代王権は男系・女系の両方が機能する双系であったとの歴史学説と高市早苗総理大臣の皇位継承についての考え方に関する質問主意書（たがや亮提出）

学び直し支援及び高等学校等就学支援金等の在り方に関する質問主意書（竹上裕子提出）

新型コロナワクチンの安全性に関する質問主意書（大石あきこ提出）

いわゆる電動キックボードの安全に関する質問主意書（松原仁提出）

中国資本の影響下にある火葬場の附帯料金に関する質問主意書（松原仁提出）

テーザーガンの試験導入と地域警察官の装備資機材に関する質問主意書（松原仁提出）

公道カートの集団走行に関する質問主意書（松原仁提出）

高市内閣における「財政規律」のあり方に関する質問主意書（江田憲司提出）

超大企業への不公平な優遇税制に関する質問主意書（江田憲司提出）

外貨準備の為替差益（含み益）の国民への還元に関する質問主意書（江田憲司提出）

日本の財政とトラス政権、ギリシャとの比較に関する質問主意書（江田憲司提出）

いわゆる「一億円の壁」に関する質問主意書（江田憲司提出）

海洋の科学的調査等に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

いわゆる年収の壁に関する質問主意書（櫻井周提出）

財政余力に関する質問主意書（櫻井周提出）

物価変動等の経済情勢の変化を踏まえた法人税の軽減税率及び相続税の非課税限度額の見直しに関する質問主意書（松尾明弘提出）

非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する再質問主意書（櫛渕万里提出）

旧共済年金受給者で退職後に厚生年金に加入した者の年金受給権の保障に関する質問主意書（田村貴昭提出）

年間最大八千億円超の残薬に関する質問主意書（長妻昭提出）

持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営の支援等に関する質問主意書（緑川貴士提出）

出産費用の自己負担無償化に関する質問主意書（酒井なつみ提出）

専門的支援が必要な障害児等（医療的ケア児者）への支援に関する質問主意書（酒井なつみ提出）

アピアランスケアにかかる支援に関する質問主意書（酒井なつみ提出）

ダウンロード形式のゲーム収集・保存に関する質問主意書（五十嵐えり提出）
善福寺川上流地下調節池整備事業の費用便益比に関する質問主意書（五十嵐えり提出）
二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問主意書（五十嵐えり提出）
政治活動の自由と屋外広告物条例に関する再質問主意書（橋本幹彦提出）
中央省庁の働き方改革と国会業務との関係および公文書の取扱いなどに関する質問主意書（津村啓介提出）

答弁書受領

十二月十二日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員福田玄提出トランプ大統領の最恵国薬価政策にかかる日本政府の対応に関する質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛提出児童発達支援管理責任者の現場運用の在り方に関する質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛提出旅費法改正の理念と実効性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員落合貴之提出政府の経済財政運営の基本的な方針に関する質問に対する答弁書
衆議院議員上村英明提出食品安全委員会事務局の在り方に関する質問に対する答弁書
衆議院議員屋良朝博提出糖価調整制度の持続的な運営の確保及び製糖工場の整備に対する支援に関する質問に対する答弁書
衆議院議員高井崇志提出スルガ銀行の不正融資問題に関する懲戒処分行員情報及び報告徴求命令後の実効性等に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭提出最高裁で違法とされた政府の生活保護大幅引下げに関する質問に対する答弁書

報告書受領

十二月十二日内閣から次の報告書を受領した。
犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「令和六年度犯罪被害者等施策」に関する報告
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
旧軍港市転換事業進捗状況報告書
別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

又同日内閣を経由して日本銀行総裁植田和男から、次の報告書を受領した。
日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

参　議　院

議案提出

十二月十二日議員から次の議案が提出された。
政党交付金の交付を受ける政党の組織及び管理運営の透明性及び公正性の向上を図るための制度の導入に関する法律案（竹詰仁外一名発議）（参第七号）

議案受領（予備審査）

十二月十二日衆議院から次の議案が送付された。
非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案（鳩山紀一郎外一名提出）（衆第一三号）

質問主意書提出

十二月十二日議員から次の質問主意書が提出された。
原子力災害対策指針における屋内退避の運用に関する質問主意書（山本太郎提出）（第六六号）
原子力防災に係る緊急時対応の了承取消し等に関する質問主意書（山本太郎提出）（第六七号）
竹中平蔵氏の叙勲に関する質問主意書（山本太郎提出）（第六八号）
福島第一原子力発電所に係る政令改正の影響に関する質問主意書（山本太郎提出）（第六九号）
台風被害を受けた八丈島の事業再建支援に関する質問主意書（山本太郎提出）（第七〇号）

答弁書受領

十二月十二日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員塩村あやか提出要介護認定に係る制度の改善に関する質問に対する答弁書（第五八号）
参議院議員石垣のりこ提出高市内閣総理大臣の答弁の撤回に係る認識に関する質問に対する答弁書（第五九号）
参議院議員石垣のりこ提出公用車に搭載されたカーナビのＮＨＫ受信料に関する質問に対する答弁書（第六〇号）

報告書受領

十二月十二日内閣から、犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「令和六年度犯罪被害者等施策」に関する報告を受領した。
また、同日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。
また、同日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく「通貨及び金融の調節に関する報告書」を受領した。
また、同日内閣から、次の報告書を受領した。
広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
旧軍港市転換事業進捗状況報告書
別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

人事異動

内　閣

検事
　小弓場文彦
検事長に任命する
判事
　金子　修
高等裁判所長官に任命する
　折原　茂晴　松尾　秀明　内藤　康司
　山本　恭司　山本　敏生
特命全権大使に任命する（各通）
　検事長　鈴木眞理子
願に依り本官を免ずる（以上十二月十一日）
特命全権大使
　宇山　秀樹
平和と安定に係る国際協力の実施に関し、関係諸国・国際機関等と協議するための日本政府代表を命ずる
　同　堤　尚広
平和と安定に係る国際協力の実施に関し、関係諸国・国際機関等と協議するための日本政府代表を免ずる
（金沢地方裁判所判事兼金沢家庭裁判所判事・金沢簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事
　中嶋万紀子
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上十二月十二日）

法　務　省

　髙橋　敬子　立松美也子　玉井　直仁
　新津久美子　福田　米藏　渡邉　一弘
　内田　州　日下部尚徳　斎藤　正道
　柴田　啓介
難民審査参与員に任命する（各通）（十二月十二日）

愛　知　県

○労働委員会委員任命
八代俊夫委員は、六月三十日辞職し、欠員であったところ、十二月一日次の者が任命された。
労働委員会委員
　富田　晃弘

井上純委員、大参澄夫委員、杉島由美子委員、森美穂委員、勝岡信明委員、夏目俊信委員及び東村誠委員は、十一月三十日任期満了し、十二月一日次の者が任命された。

労働委員会委員　伊藤　和浩
同　上野　千晴　同　柴田洋二郎
同　谷口　八束　同　中島　紳裕
同　松永　光司　同　松村　実

○労働委員会委員再任

大河内美紀委員、富田隆司委員、福谷朋子委員、岩﨑真未委員、勘米良晃司委員、木戸英博委員、中島裕子委員、村上貴司委員、板倉麻子委員、大辻祥子委員、後藤啓文委員、左合澄人委員及び武田美穂子委員は、十二月一日再任された。

福岡県

○労働委員会委員任命

藤田桂三委員は、七月三十一日辞職し、上田竹志委員、大坪稔委員、服部博之委員、高田章男委員、吉村達也委員は、十一月二十六日任期満了し、同月二十七日次の者が任命された。

労働委員会委員　大石　桂一
同　福山　聖　同　堀野　出
同　増田　隆男　同　吉村　淳治
同　庄崎　秀昭

○労働委員会委員再任

千綿俊一郎委員、所浩代委員、丸谷浩介委員、渡部有紀委員、金光千春委員、桑原忠志委員、古賀栄一委員、西央人委員、溝田由美子委員、内場千晶委員、小川浩二委員、熊手艶子委員、高松雄太委員、中村年孝委員及び丸山武子委員は、十一月二十七日再任された。

札幌市

○教育委員会委員任命

石井知子委員は、十月三十一日任期満了し、十一月一日次の者が任命された。

教育委員会委員　田中　あい

○人事委員会委員選任

常本照樹委員は、十月三十一日任期満了し、十一月一日次の者が選任された。

人事委員会委員　池田　清治

名古屋市

○監査委員選任

小川令持委員は、十二月十日任期満了し、十二月十一日次の者が選任された。

監査委員　大橋　正明

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する

阿部　信行　安瀬　洋
武富　嘉昭　田森喜八郎

正四位に叙する（各通）

（岡山大学名誉教授）　木暮　丞一
木村聰城郎　村松　榮一

正六位に叙する（各通）

臼井　金一　大場　攻　香川　裕二
工藤　洋一　駒崎　雄司　小松　榮
佐藤　榮　丹羽　松夫　森杉　幸夫
山崎　雅明　吉田　祐光

従六位に叙する（各通）

内間　安延　堀川　康浩

正七位に叙する（各通）

石川　憲次　橋本　春雄

従七位に叙する（各通）（以上十一月六日）

（本宮市議会副議長）　滝口　久
伊藤　隆一　村松　健治

従五位に叙する（各通）

白井千惠子　多賀　善也

正六位に叙する（各通）

加藤　通幸　加藤　秀夫
葛和　靖之　鈴木　貞樹
高崎　巧　武居　肇
西原　寛　二野瓶一春
藤田　幸八　本田　智宏
三塚勇二郎

従六位に叙する（各通）

井関　貞二　辻　進
正七位に叙する（各通）　中村　文定

従七位に叙する（以上十一月七日）

佐藤　修三

従三位に叙する

仲代　元久

正五位に叙する

三石　浩夫

従五位に叙する

鏡　仁治　玉井　時廣
徳永　保續　中山　康幸
（須坂市公立学校長）　村上　芳榮

正六位に叙する（各通）

石橋　利道　内馬場孝康
佐久間象三　嶋口　和彦
中崎　和彦　山口　木平

従六位に叙する（各通）

安藤　孝幸

正七位に叙する（各通）

小畑　弘　高橋　佑治
内藤　穣　濱田　太一

従七位に叙する（各通）（以上十一月八日）

倉澤　卓也

従四位に叙する

蝦名　正昭

正五位に叙する

大石　仁　小比類巻種松
後藤市之丞　古屋　敏明

従五位に叙する（各通）

伊賀　寛　中田　勝久

正六位に叙する（各通）

大窪　和明　佐々木好明
田口　敏　冨樫　藤也
藤本　駿　牧野　紀靖
湯地　敏明　吉永　茂

従六位に叙する（各通）

鬼沢　茂　高橋　光男

正七位に叙する（各通）

杉山　健治

従七位に叙する（以上十一月九日）

齋藤　伸二

正五位に叙する

向堂　晋治

正七位に叙する（以上十一月十日）

伊藤　隆一

○叙勲

（本宮市議会副議長）　野口　行敏
旭日双光章を授ける

旭日単光章を授ける（以上十一月七日）

佐藤　優　関口　正則

旭日単光章を授ける（各通）（十一月八日）

工藤　強　松長　進　山田　三郎

旭日単光章を授ける（各通）（十一月九日）

（岡山大学名誉教授）　木村聰城郎

瑞宝中綬章を授ける

臼井　金一　内間　安延
大場　攻　内山　正彦
工藤　洋一　武富　嘉昭
森杉　幸夫　吉田　祐光

瑞宝双光章を授ける（各通）

石川　憲次　河口　東一
堀川　康浩　宮武　和弘
山田　忠正

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月六日）

多賀　善也　藤田　幸八

瑞宝小綬章を授ける（各通）

加藤　秀夫　白井千惠子
西原　寛　原　時夫

瑞宝双光章を授ける（各通）

井関　貞二　佐藤　修三
辻　進　中村　文定

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月七日）

常住　良和　三石　浩夫

瑞宝小綬章を授ける（各通）

鏡　仁治　徳永　保續
（須坂市公立学校長）　中崎　和彦
瑞宝双光章を授ける（各通）　前田　博展

瑞宝双光章を授ける（各通）

小畑　弘　庄司　和男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月八日）

鬼沢　茂　高橋　光男　蝦名　正昭

瑞宝小綬章を授ける

佐々木好明　冨樫　藤也
正田　司　藤本　駿

瑞宝双光章を授ける（各通）

高橋　光男　橋本　信也

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月九日）

野々上省吾

皇室事項

認証官任命式

十二月十一日午後七時三十分、宮中において、検事長小弓場文彦、高等裁判所長官金子修、特命全権大使折原茂晴、同松尾秀明、同内藤康司、同山本恭司及び同山本敏生の認証官任命式が行われた。

官庁報告

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月16日

岩手労働局長　白石　好春

第４号中「１時間1,008円」を「１時間1,072円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月16日

岩手労働局長　白石　好春

第４号中「１時間985円」を「１時間1,052円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年２月１日から効力を生ずる。

岩手労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月16日

岩手労働局長　白石　好春

第４号中「１時間975円」を「１時間1,039円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県自動車小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月16日

岩手労働局長　白石　好春

第４号中「１時間1,004円」を「１時間1,068円」に改める。

公　　告

諸　事　項

工場財団

栃木県小山市大字横倉新田520番地**東京鐵鋼株式会社**の工場財団に栃木県小山市大字横倉新田520番地小山工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年12月16日

宇都宮地方法務局小山出張所

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

破産手続開始

除権決定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１１号
埼玉県飯能市大字芦苅場320番地
清算株式会社　飯能管理株式会社
代表清算人　大平　洋一
１　決定年月日　令和７年11月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（ヒ）第１００３号
長野県千曲市上山田温泉１丁目69番地３
清算株式会社　株式会社春栄企画
代表清算人　若林　正樹
１　決定年月日　令和７年12月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所上田支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００４号
広島市中区中町７番16号
清算株式会社　株式会社凪スクエア
１　決定年月日　令和７年12月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第９号
沖縄県糸満市字豊原307番地
清算株式会社　ｎａｔｕｇｒｅ株式会社
１　決定年月日　令和７年12月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０４８号
東京都中央区日本橋本石町４丁目２番16号
清算株式会社　ステークホルダー１株式会社
代表清算人　北元　健太
１　決定年月日　令和７年12月３日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条（協定債権の確認）
協定債権者及び清算株式会社は、協定債権者の清算株式会社に対する協定債権の金額が別紙「協定債権者一覧表」における「協定債権残高」記載の通りであることを確認する。
第２条（共益費用の支払）
清算株式会社は、協定債権者の共同の利益のために要する共益費、租税その他国税徴収法の例により徴収することを得べき公租公課等の請求権及びこれに準ずるもの（以下「共益費等」という。）を、協定債権に優先して支払う。
第３条（協定債権者に対する弁済）
清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から共益費等を控除した残額を弁済する。
第４条（免除）
協定債権者は、前条による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、清算株式会社に対して有する協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
第５条（新たに財産が発見された場合の措置）
第３条の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、換価代金から換価処分に要した費用及び共益費等を控除した残額を追加弁済する。この場合においては、協定債権者が第４条の規定により行った残債務の免除は新たにされた追加弁済の限度で遡って効力を失うものとする。
第６条（端数の処理）
第５条に基づき協定債権に対する追加弁済を行う場合、追加弁済の計算において生ずる１円未満の端数は切り捨てる。
第７条（追加弁済の場所）
第５条に基づき協定債権に対する追加弁済を行う場合、清算株式会社清算人代理弁護士多田啓太郎の事務所（東京都中央区日本橋茅場町３丁目12番２号ＡＳＫビル６階・明哲綜合法律事務所）において行う。但し協定債権者がその費用を負担して自己名義の預金口座への振込を求めたときは、振込送金手続により追加弁済を実施する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十二月十六日
掲載頁　三頁

令和七年十二月十六日
東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階
（甲）ハヤブササカイ合同会社
代表社員　一般社団法人ハヤブササカイ
職務執行者　河原　正幸
東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階
（乙）株式会社ハヤブサ
代表取締役　塚田　拓士

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　一二〇頁（号外第一五五号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三日
掲載頁　五十頁（号外第一五二号）

令和七年十二月十六日
東京都中野区本町一丁目三二番二号
（甲）株式会社ジェイファスト
代表取締役　秋里乃武宏
東京都中野区本町一丁目三二番二号
（乙）中日本施設管理株式会社
代表取締役　稲森　宏育

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年九月二十五日
掲載頁　四頁

令和七年十二月十六日
東京都港区虎ノ門二丁目三番一七号虎ノ門２丁目タワー
（甲）株式会社ウィルズ
代表取締役　杉本　光生
東京都港区虎ノ門三丁目七番二号虎ノ門３７２ビル三階
（乙）株式会社ネットマイル
代表取締役　畑野　仁一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十日
掲載頁　九十三頁（号外第一八八号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十日
掲載頁　八十九頁（号外第一八八号）

令和七年十二月十六日
広島市西区横川新町一二番一一号
（甲）株式会社日進ブンセイ
代表取締役　黒河　博樹
広島市安芸区矢野西一丁目三七番二五―一〇一号
（乙）株式会社きむら
代表取締役　加藤　正義

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｉ＆Ｈ（住所埼玉県さいたま市大宮区天沼町一丁目三四〇番地一）に対して当社の不動産管理業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十一月三十日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月十六日
埼玉県さいたま市大宮区大門町一丁目七番地
有限会社東鮨
代表取締役　竜石堂　泉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十六日
東京都渋谷区代々木一丁目五七番二号ドルミ代々木五〇三
代表社員　鄭　ウラム

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年十二月十六日
東京都中央区湊二丁目一一番一号シティタワー銀座東一〇一九　合同会社Ｓｕｍｉｉ
代表社員　リムコックヨウダニエル

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十七日であり、組織変更後の商号は株式会社雷音とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十六日
東京都中央区日本橋人形町三丁目七番三号
合同会社雷音
代表社員　株式会社アガルートホールディングス
職務執行者　岩崎　北斗

組織変更公告

ＴＩＳ合同会社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

つきましては、当会社の債権者の皆様方で、異議のある場合は令和八年一月十六日までにお申し出いただくようお願い申し上げます。

令和七年十二月十六日
兵庫県川西市緑台三丁目一番二九号
ＴＩＳ合同会社
代表社員　松川　優太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十六日
福岡市中央区警固二丁目一七番三〇号
合同会社Ｈ＆Ｔエステート
代表社員　野田　貴盟

組織変更公告

当組合は、令和七年十二月十五日開催の総会の決議により認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備えおいております。

令和七年十二月十六日
佐賀県唐津市相知町千束一六一三番地二
千束生産森林組合
組合長　平田　耕路

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十九億二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年一月二十八日
掲載頁　五十七頁（号外第十六号）

令和七年十二月十六日
東京都千代田区内神田三丁目三番七号
フジモトＨＤ株式会社
代表取締役　松浦　由治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年一月二十一日
掲載頁　五十四頁（号外第十一号）

令和七年十二月十六日
大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号
ピップ株式会社
代表取締役　松浦　由治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億四千六百万五千七百円減少することにいたしました。

減少する資本金の額のうち、十億六千三百十一万八千四百八十六円を資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十七日

掲載頁　九十一頁（号外第二五二号）

令和七年十二月十六日

沖縄県国頭郡恩納村字谷茶一九一九番地一

ＥＦ　Ｐｏｌｙｍｅｒ株式会社

代表取締役　ガルジャール・ナラヤン・ラル

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和七年十二月十五日とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和七年十二月十日

掲載頁　十七頁

令和七年十二月十六日

青森県三沢市南町四丁目三一番地三四六九号

株式会社小坂ホールディングス

代表取締役　小坂　仁志

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億八千五百五十九万七千六百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一三三頁（号外第一一七号）

令和七年十二月十六日

東京都中央区八丁堀三丁目二七番四号

株式会社Ｇｉｎｃｏ

代表取締役　梶　夢佑斗

基準日設定につき通知公告

令和八年二月十三日に開催する予定の投資主総会において議決権を行使することができる投資主を確定するため、令和七年十二月三十一日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載または記録された投資主をもって、議決権を行使できる投資主といたします。

令和七年十二月十六日

東京都千代田区有楽町一丁目一三番一号

第一生命ライフパートナー投資法人

執行役員　山内　均

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月十六日

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

株式会社ｍａｎｅｂｉ

代表取締役　田島　智也

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月十六日

東京都新宿区市谷船河原町九番地一ＮＢＣアネックス市谷ビル六階

犬猫生活株式会社

代表取締役　佐藤　淳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十六日

東京都新宿区西新宿一丁目二三番七号

株式会社ケーダッシュセカンド

代表取締役　小谷野宗靖

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十六日

長野市大字中御所岡田二一八番地一四

八十二リース株式会社

代表取締役　中村　孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十六日

名古屋市中区栄四丁目二一番一一号

株式会社サンワ

代表取締役　吉田　真宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十六日

大阪市都島区中野町四丁目一九番三号

株式会社岩通サービス・センター

代表取締役　関口　武志

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十六日

岡山県倉敷市連島町鶴新田二四一二番地一

水電リース株式会社

代表取締役　河原　健志

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十九億九千三百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-audit.or.jp/balance/

令和七年十二月十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

難波黒門特定目的会社

取締役　林　令史

訂正公告

令和七年三月二十八日（号外第六十九号）掲載の第二十八期決算公告（枠組）中、固定資産「1,096,883」とあるは「527,513」、**資産合計**「**1,816,980**」とあるは「**1,247,610**」、株主資本「875,549」とあるは「306,179」、利益剰余金「△96,160」とあるは「△665,529」、その他利益剰余金「△96,160」とあるは「△665,529」、「（うち当期純利益）　(25,394)」とあるは「（うち当期純損失）　(543,975)」、**負債・純資産合計**「**1,816,980**」とあるは「**1,247,610**」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月十六日

東京都港区芝四丁目五番一〇号

クララ株式会社

代表取締役　家本賢太郎

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二八	下	表中名称欄中終りから一	跡附　郡本西原遺	跡附　郡元西原遺

令和六年十二月二十四日（号外第二百九十九号）文化庁告示第二十八号（史跡名勝天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件）（原稿誤り）